

答申第 10 号の概要（第 11 号、第 12 号も同要旨）

1 件名

児童記録票についての部分開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

申立人の子供に関する児童記録票について、

- (1) 「実施機関が児童甲以外の第三者から収集し、開示をすれば第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張する情報」及び「実施機関が児童甲以外の第三者を評価した情報」が条例第 16 条第 3 号（第三者情報）に該当性するか否か
- (2) 「実施機関が開示することが適切でない」と主張する児童甲の情報」が条例第 16 条第 2 号に該当性するか否か

3 審議会の判断

(1) 争点

ア 条例第 16 条第 3 号では、「第 18 条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と定められている。

イ 当審議会で確認したところ、本件対象文書中、「実施機関が児童甲以外の第三者から収集し、開示をすれば第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張する情報」及び「実施機関が児童甲以外の第三者を評価した情報」は、開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であることが認められる。

また、当該情報は、児童甲以外の第三者が他者についてどのような評価をしているか、又は、第三者がこども家庭センター（実施機関）からどのような評価、判断、対応を受けているかについての情報であり、通常、他人に知られたくない情報である。そのような情報を開示することになれば、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ウ 条例上は、親子であっても、第三者であり、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報は非開示情報とされている。ただ、児童甲の妹達の出産年月日（生年月日）、妹達が幼児教室に通っている旨の情報は、一般人に開示されれば当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるが、本件においては、家族間で明らかに知られている情報であり、家族の間で開示される場合には、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがないと考えられる。したがって、本件においては、「実施機関が児童甲以外の第三者から収集し、開示をすれば第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張する情報」のうち、「次女（ ）出産」、「三女（ ）出産」「二女・三女は ハウスへ」の情報は開示することが妥当である。

(2) 争点

ア 条例第 16 条第 2 号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でない」と認められるもの」と定めている。

イ 当審議会で確認したところ、「実施機関が開示することが適切でない」と主張する児童甲の情報」は、相談等に関する個人情報であることが認められる。

また、児童甲が、こども家庭センター（実施機関）又は第三者にどのような内容について

相談をし、相談内容についてどのような思いを抱き、他者をどのように評価しているのかといった情報の中には、たとえ、親子関係であったとしても知られたくない情報があると考えられる。

本件「実施機関が開示することが適切でない」と主張する児童甲の情報」は、こども家庭センター（実施機関）に相談した内容、相談内容について抱いている思い及び他者を評価した情報が記されており、本件が児童甲を保護するため親子が分離された事案であることを踏まえれば、親子関係であったとしても知られたくない情報であり、開示することが適切でないものと認められる。

- (3) 以上のことから、本件決定は3（1）ウに示す情報を開示すべきであるが、その他の部分について非開示とした判断は妥当である。